

# 平成19年度「静岡県電子入札共同利用者協議会」総会

日時：平成19年3月20日（火）

午後1時30分から

会場：静岡県庁別館7階第2会議室

## 次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

第1号議案 平成18年度事業報告について

第2号議案 平成19年度事業計画について

第3号議案 共同運営に係る費用について

4 総合評価方式の取組みについて

5 閉 会

## 平成 18 年度協議会事業報告

## 1 平成 18 年度の主要事業

## ①新規利用団体の契約締結・導入準備支援

富士宮市に対して、共同利用センターとの利用契約の締結、運用開始までに必要な運用基準等の制定、説明会開催、マスタセットアップ等の準備を支援した。

⇒「電子入札システム運営事業報告書（案）」

## ②システム運営状況の確認

共同利用センターが実施する、機器増設、システムの保守や運用、カスタマイズ、ヘルプデスク等の業務契約状況と、システムの稼動状況や障害発生等の状況を確認した。

⇒「電子入札システム運営事業報告書（案）」

## ③次年度のシステム運営事業・改善項目・費用負担の検討

平成 19 年度のシステム運営事業及び改善項目について検討し、必要な事業費と費用負担について検討・調整した。

⇒「電子入札システム運営事業計画書（案）」（2 号議案）

## ④利用団体の拡大

電子入札の普及を図るため、準会員に対して情報提供を行い正会員への移行を働きかけた。

⇒「電子入札システム利用開始予定調査表」

## ⑤電子入札システムの教育・普及

利用団体の職員及び入札参加者への教育・普及を図るための説明会開催等を支援し、ポータルサイトでの情報提供に努めた。

⇒「電子入札システム運営事業報告書（案）」

## ⑥入札参加資格申請システムの試行運用

建設工事等の定期受付の実施及び共同運営に向けての説明会を行った。

⇒「入札参加資格申請システム（事業報告）」

## 2 総会・運営委員会開催実績

| 日付                  | 会議名        | 議題                            |
|---------------------|------------|-------------------------------|
| 平成 18 年<br>3 月 20 日 | 総会         | H17 事業報告、H18 事業計画             |
| 7 月 7 日             | 第 1 回運営委員会 | H18 主要事業計画、H18 システム運営計画       |
| 9 月 27 日            | 第 2 回 "    | H18 カスタマイズ項目、H19 事業計画・事業費     |
| 12 月 15 日           | 第 3 回 "    | H20 以降の負担金算定方法、H19 システム運用状況   |
| 平成 19 年<br>3 月 12 日 | 第 4 回 "    | H19 総会議題（H18 事業報告案、H19 事業計画案） |



## 共同運営に係る費用負担について

## 1 基本的な考え方

- (1) 利用団体は利用開始年度から経費を負担し、利用開始時期に関わらず当該年度分を負担する。
- (2) 経費は、①県と利用市町との間は前年度の契約件数（市町件数は×0.8）の比で按分し、②各市町の負担額は人口比で按分する。
- (3) 経費は、①システムの改良、機器購入（リース含む）等の一時的な経費（以下「一時経費」）と、②回線使用料やセンター運営費等の経常的な経費（以下「運用経費」）に分類する。
- (4) 初期開発費は県が負担し、一時経費の累計には含めない。
- (5) 一時経費は先行団体と新規加入団体とが公平となるように調整して負担する。運用経費は当該年度の利用団体のみで負担する。

## 2 負担額の算定方法

| 経費区分 | 計 算 方 法  |
|------|--|
| 一時経費 | 県負担額＝当該年度一時経費×k<br>市町負担額計＝当該年度一時経費×（1－k）<br>各市町負担額＝当該年度までの全市町負担一時経費の累計×当該年度各市町人口／当該年度利用市町人口計－前年度までの各市町負担一時経費の累計<br>但し、負担を平準化するため、利用開始年度の負担額の 30%を次年度負担にまわすこととする。 |
| 運用経費 | 県負担額＝当該年度運用経費×k<br>各市町負担額＝当該年度運営経費×（1－k）×各市町人口／当該年度利用市町人口計   |

※ 県負担率 k は、前年度の、県契約件数と利用市町契約件数×80%の合計に対する県契約件数の比率とし、年度ごとに算定する。契約件数は、建通新聞社発行「月刊建設 DATA」4月号掲載の前年度年間契約件数を基本とし、年度の途中で市町合併が予定されている場合は、合併時期に関わらず対象市町の合計件数を使用する。政令市に移行した初年度の契約件数は、県との間で相応の調整をする。

※ 各市町の人口は、契約前年9月公表の静岡県企画部生活統計室算出の市区町別推計人口表を基本とし、年度の途中で市町合併が予定されている場合は、合併時期に関わらず合併後の推計人口を使用する。

## 3 適用期間

本負担方法は、平成20年度から22年度まで適用し、平成23年度以降分については見直しを行う。